



# [Teva] サプライヤー行 動規範

2024年3月



# サプライヤー行動規範

## はじめに

テバ・ファーマシューティカル・インダストリーズ社（以下「テバ」）は、その関連会社及び子会社（以下「テバ」）を含め、事業を行う上で高い倫理的、社会的、環境的基準を維持し、政府及び業界の基準、法律、規則、規制、並びにテバの社内方針に従ってこれを行います。テバは、商品やサービスのサプライヤーにも同様のコミットメントを求めます。

これらの基準は、テバのサステナビリティ\*戦略であるヘルシー・フューチャーに沿ったものであり、ESGの旅を継続するものです。

## Healthy Future Our Purpose in Practice



### Healthy People

Improving the well-being  
of people and society

Access to Medicines & Healthcare  
Inclusion & Diversity



### Healthy Planet

Safeguarding  
our planet

Climate Action & Resilience  
Pharmaceuticals in the Environment



### Healthy Business

Leading our business  
the right way

Ethics & Integrity  
Sustainable Procurement

ヘルシー・フューチャーは、私たちがビジネスを行う上で当然のことです。私たちは皆、より良い健康のために活動しているのです。

サプライヤーには、テバのサステナビリティ\*目標（ESG [ウェブサイトから](#)入手可能）を熟知し、その達成をサポートすることを期待します。

本サプライヤー行動規範は、テバと取引関係を有する、またはテバと取引関係を築き、維持することを希望するサプライヤーやベンダーに対して、テバが要求する主要な原則と期待を明文化したものです。この行動規範には、テバのサプライヤーに適用される方針や立場へのリンクが含まれています。

## 一般的に、すべてのテバのサプライヤーはそうする：

- 適用される法律、規制、規則、条例、許可、ライセンス、承認、命令、基準、禁止、制裁、および本サプライヤー行動規範の対象事項に関連するTevaの要求事項を遵守すること。
- 本サプライヤー行動規範およびここにリンクされている方針または立場を理解し、遵守すること。
- テバが加盟するPSCI ([Pharmaceutical Supply Chain Initiative](#)) の原則を遵守すること。
- 生じて生年月日が12歳以上であること。
- 独自のサプライヤー行動規範を通じ、サプライヤーと協働する第三者に対しても、同じ期待と原則を適用すること。
- 本サプライヤー行動規範の遵守にギャップがある場合、そのような遵守に影響を及ぼす事象、又はテバ、テバの製品及び / 又はサプライヤーのテバとの該当する供給契約又は品質技術契約の遵守に影響を及ぼす可能性のあるその他の事象を直ちにテバに報告すること。
- 国内外の当局による重大な検査や規制上の問題があれば、直ちにテバに報告すること。
- テバまたはテバから委任を受けた代理人が、本サプライヤー行動規範およびここにリンクされた方針または立場に関連する施設、システムおよび / または文書について必要な監査を実施することを許可すること。
- 自社のサプライチェーンにおけるコンプライアンスを含め、倫理的な労働慣行を支持すること。サプライヤーは、従業員、管理者、監督者、サプライチェーンを監督するその他のスタッフ、および該当する場合は自社のサプライヤーを含むがこれらに限定されない主要な利害関係者に、強制労働に関する自社の方針を伝えるものとする。
- 開示プログラム（例：気候変動/水の安全保障に関するCDPアンケート）への参加要請への対応を含め、ESG・環境関連データと目標の透明性と公開に向けた合理的な努力を行う。
- [科学に基づく目標イニシアティブ](#) (SBTi) のガイダンスに沿って GHG ベースラインと削減目標を設定し、2025年までにSBTiの承認を得る。
- テバから要請があった場合、[EcoVadis](#) または同様の ESG 評価を作成する。
- 本サプライヤー行動規範に定める原則及び期待事項に関するご質問は、テバ社の担当者まで <mailto:TevaSupplierCodeofConduct@tevapharm.com> にてご連絡ください。

当社のサプライヤー行動規範の承認は、TEVA のサプライヤー選定および評価プロセスにおいて使用される基準のひとつです。

## ガバナンス&マネジメント・システム

テバは、自社事業及び供給ネットワーク全体において、倫理的な事業慣行及び透明性の継続的な改善に努めます。サプライヤーは、継続的な改善、事業の継続性、本文書に概説されている全ての原則の遵守を促進するために、適切な管理システムとプロセスを導入し、使用します。サプライヤーは、リスクと影響に関するデューデリジェンス\*の実施、法規制の監視、優先順位の設定、責任の分担、リスク軽減措置の採用、および継続的な改善と遵守を促進するために、正式かつ構造化されたシステムを使用します。

### 文化\*、コミットメント、説明責任

- サプライヤーは、適切なリソースを割り当て、上級責任者を特定することで、本文書に記載された概念に対するコミットメントを示し、責任ある実践の文化\*を醸成するものとします。

### 法的要件とテバの要件

- サプライヤーは、適用される法律、規制、公認基準\*及び関連するテバの要求事項を特定し、遵守するものとします。

### リスク管理

- サプライヤーは、事業継続を促進するための事業継続計画およびリスク管理計画を含め、本文書で取り扱うすべての分野のリスクを判断し、管理するためのリスク管理システムを確立するものとする。
- サプライヤーは、本文書でカバーするトピックに関連する変更リスクを評価し、管理するための変更管理プロセスを有するものとする。
- サプライヤーは、これらの目標に対する実績の定期的な評価を含め、文書化された方針および基準、目標、実施計画を持つものとする。

### トレーサビリティと管理

- サプライヤーは、合法的かつ持続可能な調達を促進し、森林伐採を防止し、土地の保全を維持するために、主要原材料の調達先に関するデュー・ディリジェンス\*を実施するものとする。
- サプライヤーは、様々な規制スキーム（例：EU REACH）の下で規制され、リサイクルや廃棄に関連する制限物質を表示・伝達し、材料・部品に含まれる物質組成の要求に答えなければならない。

### コミュニケーションとトレーニング

- サプライヤーは、経営陣および従業員が、本文書で定める原則、ガイドライン、および規制を理解し、その遵守を文書化し、改善できるような効果的な研修プログラムを**作成する**ものとします。

- サプライヤーは、テバの適切な事業部門とオープンで直接的なコミュニケーションを維持し、この文書に概説されている原則を、労働者、請負業者、自社のサプライヤー、地域社会\*に伝達するための効果的なシステムを構築するものとします。

### 継続的改善

- す。サプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーはサプライヤーは生は生は生は生は生 会社生会社は生 会社生 会社生

### 緊急事態への備えと対応

- サプライヤーは、職場および会社が提供する居住区における緊急事態を特定・評価し、効果的な緊急計画および対応手順を実施することで、その影響を最小限に抑えるものとします。

### 懸念事項の特定と報告

- すべての労働者は、職場における懸念事項、違法行為、本原則違反について、報復、脅迫、ハラスメントの脅しや実際の有無を問わず、報告するよう奨励されるものとします。サプライヤーは、必要に応じて調査を行い、是正措置を講じるものとします。
- サプライヤーは、報復、脅迫、嫌がらせの脅しまたは実際の脅しなしに、職場のすべての人、および自社のサプライヤーを含むすべての人が、懸念事項、違法行為、または記載された期待事項の不履行を報告するよう奨励するものとします。
- テバの従業員、又はテバを代表して行動する個人又は団体が、**環境、人権\*及び労働、又はその他の倫理的な懸念を含む違法又は不適切な行為**に参与したと考えるサプライヤーは、**テバのビジネスインテグリティ室（OBI）**に速やかに報告しなければなりません。秘密厳守でテバの担当者（[www.tevahotline.ethicspoint.com](http://www.tevahotline.ethicspoint.com)）または E メール（[Office.BusinessIntegrity@tevapharm.com](mailto:Office.BusinessIntegrity@tevapharm.com)）にご連絡ください。

### 対応と修復

- サプライヤーは、これらの原則に関連する事故または懸念を適切に調査し、必要な是正措置を講じ、必要な場合には改善を提供するものとします。

## 倫理

---

サプライヤーは、倫理的な方法で事業を行い、誠実に行動し、以下の基準を満たすものとします：

### 患者の安全と情報へのアクセス

- サプライヤーは、健康に対する権利や情報を直接入手する権利など、患者やドナー\*の権利に悪影響を与えるリスクを最小化するために、十分に構造化された管理システムが導入されていることを確保するものとする。
- サプライヤーは、材料及びサービスに関するデータの完全性を維持しなければならない。テバ社に提出される文書は、完全で、一貫性があり、正確でなければならない。

### 贈収賄\*防止および汚職\*防止

- サプライヤーは、倫理的な行動を促進し、適用される法律を遵守するために、適切な腐敗防止\*/贈収賄防止\*方針およびシステムを導入するものとします。
- サプライヤーは、いかなる形態の贈収賄\*、汚職\*、恐喝、横領行為にも関与しないものとします。また、サプライヤーは、第三者や仲介者を介して不公正な利益を確保することを含め、ビジネスや政府との関係において、賄賂の支払いや受領、その他の違法な誘引に関与してはなりません。
- サプライヤーは、テバの[腐敗防止\\*ポリシー](#)を遵守しなければならない。
- テバが**第三者代表 (TPR)**として指定するサプライヤーは、**テバ・グローバル・コンプライアンス・デューデリジェンス\***に積極的に回答し、テバの[第三者デューデリジェンス\\*ポリシー](#)に定める基準を遵守する必要があります。ThirdPartyProgramGlobal@tevapharm.com または ThirdPartyProgramEU@tevapharm.com から追加情報を入手する場合は、テバの担当者にお問い合わせください。

### 貿易規制と公正な競争

- 年4月11日～6月30日 サプライヤーは年4月1日～6月30日 サプライヤーは年4月1日～6月30日 サプライヤーは年4月1日～6月30日 サプライヤーは年4月1日～6月30日
- サプライヤーは、インサイダー取引および非公開情報の使用に関する禁止事項を遵守するものとする。
- サプライヤーは、公正かつ活発な競争に合致し、適用されるすべての独占禁止法を遵守して事業を行うものとする。

- サプライヤーは、競合他社を排除するため、または顧客を搾取するために、市場での地位を濫用してはなりません。公正な商慣行 サプライヤーは、正確で真実の広告を含む公正な商慣行を採用するものとします。
- サプライヤーは、直接、間接を問わず、Teva を起源とする、または起源から調達されたいかなる材料、製品、サービス、ソフトウェア、または技術データも Teva に提供しないものとします：
  - 包括的制裁国・地域（現在、クリミア地域とセヴァストポリ、キューバ、イラン、北朝鮮、レバノン、シリア）、または
  - 国連、米国、イスラエル、英国、カナダ、欧州連合が管理する制裁体制または輸出規制の対象（ただし、これらに限定されない）の当事者（法人または個人）または輸出先\*から、テバが受領または移転することにより、当該制裁体制または輸出規制に違反することになる場合。

### 利益相反

- サプライヤーは、自らの利益と Teva に対する義務との間に対立が生じる、またはそのように見える状況を含め、利益相反を回避するものとします。サプライヤーは、利益相反の可能性がある場合、または実際に利益相反が生じた場合、直ちに書面にてテバに通知するものとします。
- サプライヤーは、利益相反を特定、回避、管理するために合理的な注意を払うものとします。サプライヤーは、実際の利益相反または潜在的な利益相反が生じた場合、影響を受けるすべての関係者に通知することが期待されています。

### 製品保護と品質

- サプライヤーは、製品、部品、原材料を、不純物混入、偽造、または違法転売を目的とした盗難のリスクから確実に保護する管理およびセキュリティシステムを確保するものとする。
- サプライヤーは、医薬品の違法取引を支援するいかなる活動にも関与しないものとします。サプライヤーは、当社の医薬品に関連するすべての活動に安全な環境を提供し、製品のトレーサビリティを確保する手順や記録の維持など、製品の真正性を確保するための措置を講じるものとします。
- サプライヤーのサプライチェーンにおいて、サプライヤーが Teva に提供する商品／サービスに影響を及ぼす可能性のある偽造品、違法に流用された商品、盗品の購入の申し出があった場合、またはそれに気付いた場合、サプライヤーは直ちに Teva に通知します。

### データのプライバシーとセキュリティ

- 個人情報の保護 サプライヤーは、従業員、患者、被験者\*、およびドナー\*のプライバシー権が保護されるよう、個人情報を保護し、適切に使用するものとします。サプライヤーは、適用される個人情報保護法およびデータ保護法を遵守し、個人情報の保護、セキュリティ、および合法的な使用を確保するものとします。

- サプライヤーは個人情報のプライバシーと保護を確保し、テバの[データ・プライバシー・ポリシー](#)を遵守するものとします。インシデントや違反が発生した場合は、直ちにテバのグローバルセキュリティオペレーションセンター ([gsoc@tevapharm.com](mailto:gsoc@tevapharm.com)、+1 973-265-3702 (グローバルダイレクト) または+1-877-TEVA-757 (米国フリーダイヤル)) に報告すること。
- サプライヤーは、次のことを行うものとする：
  - Teva との取引を遂行するために正当な必要性がある場合にのみ、個人情報を収集し、処理すること。
  - Teva を含む取引先の個人またはその他の事業体に属する個人情報を保護し、適法かつ適切に使用すること。
  - 個人情報が存在するシステムを監視し、保護するための手段を有する。これには、内部および外部のデータ/プライバシーの事故および侵害の防止、ならびにそのような侵害に対応するための手順が含まれる。
  - 本条に記載された情報にアクセスする第三者に対し、本条に記載された当該情報の保護要件を遵守するよう契約により義務付けること。

## 動物研究と福祉

- 動物の使用を伴う研究を実施するサプライヤーは、苦痛およびストレスの最小化を含め、動物福祉ガイドラインおよびベストプラクティスに従ってこの活動を実施するものとする。動物試験は、動物の代替、使用動物数の削減、苦痛を最小化するための手順の改良を考慮した上で実施されるべきである。科学的に妥当であり、規制当局に受け入れられるものであれば、代替手段を用いるべきである。
- サプライヤーは、「[動物福祉に関するテバの見解](#)」に従い、研究動物の人道的な世話と処遇を確実に行うものとする。
- サプライヤーは、該当する場合、国際実験動物管理認定協会 (Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care International (AAALAC)) の実験室認定を受けるものとする。

## 責任ある鉱物

- サプライヤーは、武力紛争や人権\*侵害の地域で採掘・取引される紛争鉱物 (スズ、タンタル、タングステン、金) の使用を特定し、削減し、可能な限り排除することを目指すテバのコミットメントを支持するものとします。
- サプライヤーは、Teva に供給する全ての部品及び製品に、Teva の[紛争鉱物に関する方針に従って](#)「紛争鉱物」が含まれていないことを保証するものとし、Teva が要求する場合は適切な是正を含むものとします。さらに、欧州連合内で Teva に供給する場合、サプライヤーは紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デューデリジェンス\*ガイダンスに概説されている基準を満たすシステムを導入するものとします。



## 人権と労働

テバのサプライヤーは、国際的に認知された人権\*を尊重し、職場及び事業活動全体を通じて、人権\*への悪影響を防止、緩和、是正するよう努めなければならない。 サプライヤーは、従業員、管理者、監督者、サプライチェーンを監督するその他のスタッフ、及び該当する場合には自社のサプライヤーを含むがこれらに限定されない主要なステークホルダーに対し、強制労働に関する方針を伝えるものとする。 むいてむむのむすび」 サプライヤーはむむすび」 サプライヤーはむむすび

### 人権\*とデュー・ディリジェンス

- サプライヤーは、社内外のステークホルダー※ の人権※ を尊重し、尊厳と尊敬をもって接することを確約する。
- サプライヤーは、国際的に認知された人権\*を支持し、保護し、労働における世界人権宣言\*（中核的労働基準）の精神と条項の支持、およびビジネスと人権に関する国連指導原則\*に定められたその後のガイダンスを含む、[人権に関する](#)テバの[立場\\*](#)を遵守することが求められます。
- サプライヤーは、国連指導原則およびビジネスと人権\*（UNGPs）に定める人権\*デューディリジェンス\*を、国際的に認められたすべての人権\*、最低でも国際人権章典\*に示された人権、および ILO の労働における基本的原則および権利に関する宣言に示された基本的権利に関する原則について実施しなければならない。

### 児童労働と若年労働者

- サプライヤーは、国際労働機関の最低年齢条約および最悪の形態の児童労働条約を遵守するものとする。
- サプライヤーは、児童労働を使用してはなりません。 サプライヤーは、雇用に適用される法定最低年齢である 15 歳以上、または義務教育修了年齢のいずれか高い方の年齢に達している労働者のみを雇用するものとします。 18 歳未満の個人を雇用する場合は、その性質または実施される状況により、健康、安全、または道徳を害する可能性のある業務から制限されるものとします。 サプライヤーは、ILO 最低年齢条約第 138 号第 6 条に合致する教育的利益のための合法的な職場実習プログラム、または ILO 最低年齢条約第 138 号第 7 条に合致する軽作業を提供することができる。

### 雇用は自由に選択できる

- サプライヤーは、倫理的な労働慣行と手順を守るものとします。 サプライヤーは、強制労働、奴隷労働、年季奉公労働、非自発的囚人労働、人身売買を雇用、使用、またはその他の方法で利益を得てはならない。 強制労働（奴隷労働、囚人労働を含む）（ILO 第 29 号および第 105 号条約）、人身売買、またはいかなる形態の現代奴隷制への参加も行ってはならない。

- サプライヤーは、働くことを自由に選択し、いつでも自由に退職または雇用を終了できる者のみを雇用するものとする。いかなる労働者も、仕事のために賃金を支払ったり、移動の自由を否定されたりしてはならない。労働者の移動の自由を制限してはならない。
- サプライヤーは、製品に組み込まれる材料を含め、テバ及びサプライヤーが事業を行っている国の強制労働に関する全ての法律を遵守した製品又はサービスをテバに提供しなければなりません。
- サプライヤーは、従事する民間警備隊が、いかなる労働者の人権および労働権をも侵害しないことを保証するものとする。サプライヤーは、必要に応じて、適切な規制と措置により、警備要員が適切な指導と訓練を受けるよう確保することが期待される。

### 雇用における差別の禁止と公正な扱い

- サプライヤーは、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的または身体的な強要、労働者への暴言を含むハラスメント、暴力、差別、懲罰的および／または非人道的な待遇のない職場環境を提供し、そのような待遇を脅かすことのないよう、平等に努めるものとします。人種、肌の色、年齢、妊娠、性別、性的指向、民族性、障害、宗教、政治的所属、組合への加入、配偶者の有無、その他保護されている地位などの理由による差別は一切ないものとする。
- サプライヤーは、インクルージョンとダイバーシティを推進し、テバの[インクルージョンとダイバーシティ ポジション](#)を遵守しなければならない。

### 賃金、福利厚生、労働時間

- サプライヤーは、労働者に報酬の根拠を伝え、サプライヤーが提供する労働者用の住居が現地の基準に合致していることを確認するものとする。
- サプライヤーは、適用される賃金法および合意された雇用契約（最低賃金、時間外労働、義務付けられた手当を含む）に従い、労働者に賃金を支払うものとする。労働者は、常態として週 48 時間を超える労働を義務付けられてはならず、7 日間に最低 1 日の休日を与えられるものとする。時間外労働は自発的なものであり、週 12 時間を超えないものとし、常態的に要求されるものではなく、常に割増賃金で補償されなければならない。(ILO 第 1 号条約)

### 結社の自由と団体交渉の権利

- サプライヤーは、現地の法律に定められている通り、労働者が自由に結社し、労働組合に加入するかしないか、代表権を求め、労働者評議会に参加し、団体交渉を行う権利を尊重しなければならない。結社の自由および団体交渉の権利が法律で制限されている場合、使用者は、独立した自由な結社および交渉のための並行手段の開発を促進し、妨げない。労働者は、報復、脅迫、嫌がらせの脅威を受けることなく、労働条件に関して経営者と率直に意思疎通できるものとする。

### 地域社会

- サプライヤーは、清潔で健康的な環境を得る権利など、事業所周辺の地域社会※の権利を尊重するものとする。

## 健康と安全

サプライヤーは、すべての労働者が安全で健康的な労働環境を得る権利を有し、すべての傷害、疾病、安全事故が予防可能であることを保証するものとします。サプライヤーは、[労働安全衛生に関する](#)テバの見解を遵守し、従業員と一般市民の健康、安全、福祉に十分配慮した活動を行うものとします。

### 作業環境の安全性と危険情報

- サプライヤーは、正式かつ体系的な労働安全衛生リスクマネジメントシステムと緊急時対応計画を導入し、従業員が作業・業務を行う周囲のあらゆる状況における安全を確保するものとします。サプライヤーは、良好なハウスキーピングの実践と安全文化\*を実証するものとする。
- サプライヤーは、化学物質や医薬品、その他の潜在的に危険な物質を含め、安全、健康、環境に関連するリスクに関する情報を公開し、その情報を用いて人々を訓練・保護し、リスクを管理することが期待されています。
- 危険物に関する安全情報-医薬化合物および医薬中間体（特に水銀および難分解性有機汚染物質）を含む-は、労働者を危険から教育、訓練、および保護するために利用可能でなければならない。
- サプライヤーは、安全データシート(SDS)などの文書を通じて、危険有害性情報の遵守と適切な監視を確保するものとする。

### 労働者の保護、健康、ウェルビーイング

- サプライヤーは、職場および会社が提供する居住区において、化学的、生物学的、物理的危険※、および肉体的に過酷な作業への過度の曝露から労働者を保護するものとします。
- サプライヤーは、適切な個人用保護具を無償で提供し、飲料水へのアクセスを含め、労働者の安全、健康、ウェルビーイングを支援するサービスを提供するものとする。
- サプライヤーは、労働者がさらされる可能性のあるリスクと、労働者が従うべき安全な作業方法について、最低限、十分な認識と訓練を労働者に提供するものとします。
- サプライヤーは、従業員の健康と福祉にプラスの影響を与えるプログラムの実施を奨励される。

### プロセスの安全性

#### ● プロセスの安全性

サプライヤーは、労働災害とプロセス災害の両方を特定、監視、防止するためのプロセス安全性プログラムとプロセスを有するものとする。 化学的・生物学的リスク

サプライヤーは、化学的・生物学的プロセスによるリスクを特定し、化学的・生物学的薬剤の致命的な放出を防止するための管理プロセスを有するものとする。

## 環境

サプライヤーは、環境に与える影響を軽減し、地球の健全性を向上させることに尽力しなければならない。サプライヤーは、環境への悪影響を最小限に抑えるため、環境に責任ある方法で操業し、自社のサプライヤーが同じように操業できるよう支援するものとします。サプライヤーは、テバの「[環境サステナビリティ\\*ポジション](#)」を遵守するものとします。

### 環境認可と報告

- サプライヤーは、適用されるすべての環境認可、許可、ライセンスを遵守するものとする。
- サプライヤーは、すべての情報登録要件および制限を遵守し、業務ガイドラインおよび報告ガイドラインを順守するものとする。

### 水質／流出・放出

- サプライヤーは、Teva の[抗菌剤耐性ポジションを遵守し](#)、抗菌剤及び環境中医薬品-PiE の環境への排出を最小限に抑えるという Teva の目標をサポートするために必要な情報を提供し、水生環境への放出について安全な排出レベルを証明できるものとする。

### 廃棄物および排出物の管理／漏出および放出の防止

- 人や環境の健康に悪影響を及ぼす可能性のある廃棄物、廃水、排出物は、環境に放出する前に適切に管理、制御、処理されなければならない。
- サプライヤーは、以下のシステムを導入しなければならない：
  - 廃棄物の処分、リサイクル、再利用、管理、大気排出、廃水排出を確実に行う。
  - 環境への偶発的な流出・放出や、地域社会\*への悪影響を防止・緩和する。

### 資源効率

- サプライヤーは、循環型社会\*を目指し、廃棄物の発生を抑制し、効率を向上させ、水を含む資源の消費を削減するための措置を講じ、再生可能\*で持続可能な資源を優先する。また、再利用とリサイクルのための措置を講じるものとする。
- サプライヤーには、天然資源の保護、温室効果ガス（GHG）排出量の削減\*、生物多様性\*の保全、水の浄化、有害物質の使用の最小化と管理が奨励される。
- サプライヤーは、原材料（パーム油など）およびその派生品を、森林伐採、泥炭地の劣化、人権\*侵害に寄与しないトレーサビリティのある供給源から調達しなければならない。

### 気候変動

- サプライヤーは、スコープ 1、2、3 の温室効果ガス(GHG)排出量の削減を含むテバの環境目標を支援するものとする。

- サプライヤーは、テバの目標に合わせて自社のスコープ 1、2、3 の温室効果ガス（GHG）排出量\*を削減することで、テバの環境目標をサポートします。
- サプライヤーは、温室効果ガス・プロトコルに従って CO2 排出量を測定し、最小化するシステムを確立し、サプライヤーが同様のことを行うよう支援し、自社の事業およびバリューチェーンを通じて GHG 排出量を最小化するよう取り組むことが期待される。
- サプライヤーは、国際的なガイドラインに従い、テバ社から要求された書式と期間で実際の排出量を報告することが期待されている。

#### 生物多様性\*保全

- サプライヤーは、生物多様性\*への影響を評価し、可能な限りフットプリントを削減・軽減するものとする。

## 医薬品サプライチェーン・イニシアティブ用語集

- 生物多様性<sup>1</sup>：生物多様性とは、特に水生生態系とそれらが構成する生態学的複合体を含む、あらゆる源からもたらされる生物間の多様性のことで、これには種内の多様性と生態系の多様性が含まれる。
- 贈収賄<sup>2</sup>：公的または法的な義務を負う個人の行動に影響を与える手段として、有価物を提供、贈与、勧誘、または受領すること。
- サーキュラリティ<sup>3</sup>：気候変動、生物多様性の損失、廃棄物、汚染などの地球規模の課題に取り組むシステム・ソリューションの枠組み。廃棄物や汚染をなくし、製品や素材を（最高の価値で）循環させ、自然を再生させる。
- 汚職<sup>4</sup>：私利私欲や不正な利益のために委託された権力を乱用すること。
- 文化<sup>5</sup>：組織がどのように運営され、どのように反応するかに影響を与える、組織の態度、価値観、信念の組み合わせ。
- ドナー<sup>6</sup>：組織、細胞、臓器、その他の身体の一部を研究目的で提供する人。
- デューデリジェンス<sup>7</sup>：企業や組織の調査・分析で、事業取引の準備や業務見直しの一環として行われる。
- 社外ステークホルダー<sup>8</sup>：顧客、供給業者、投資家、地域社会\*など、特定の企業の活動に利害関係を有し、またはその影響を受ける社外の個人または組織。
- 温室効果ガス（GHG）排出量<sup>9</sup>：気候変動枠組条約が対象とする6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>））の排出量。
- 人権<sup>10</sup>：国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（UNGPs）に規定されているように、人権は最低限、国際人権章典および国際労働機関の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」に表明されている権利として定義されている。
- 地域社会／コミュニティ<sup>11</sup>：企業の事業や活動の周辺地域で生活し、または働く人々。
- 物理的危険<sup>12</sup>：必ずしも身体に触れることなく身体に害を及ぼす可能性のある環境内の要因。
- 一公認規格<sup>13</sup> 国際的な組織から発出された、一般に認められたマネジメントシステムおよび／または仕様。
- 一クラスエネルギーのクラス<sup>14</sup> 再生可能な資源とは、枯渇することがなく、クリーンなエネルギーを継続的に供給できるエネルギー源のことである。
- 一被験者<sup>15</sup> 科学的・医学的実験または製品試験に被験者として参加する者。
- 一持続可能性<sup>16</sup> 環境の長期的な悪化を招かない方法と速度で資源を利用することで、現在および将来の世代のニーズと願望を満たす可能性を維持すること。

- 1 [生物を権条約](#)
- 2 [コーネル・ロー・スクール - 法律情報研究所](#)
- 3 [エレン・マッカーサー財団](#)
- 4 [トランスペアレンシー・インターナショナル](#)
- 5 [英国政府安全衛生局科学研究センター](#)
- 6 [PSCI 原則バージョン2](#)
- 7 [メリアム・ウェブスター辞書](#)
- 8 [ケンブリッジ辞典](#)
- 9 [気候変動枠組条約京都議定書](#)
- 10 [ビジネスと人権に関する国連指導原則](#)
- 11 [ケンブリッジ辞典](#)
- 12 [米国労働安全衛生局](#)
- 13 [PSCI マネジメントシステム専門家の定義](#)
- 14 [ナショナル・ジオグラフィック](#)
- 15 [PSCI 原則バージョン2](#)
- 16 [国連環境計画](#)